

一般社団法人ジュニアマナーズ協会主催  
ジュニアマナーズ検定・キャリアマナーズ検定  
団体登録の申請に関して

この度は、ジュニアマナーズ検定団体会場の申請をいただきまして誠に有り難うございます。申請にあたりましては、下記の内容にしたがってご記入ください。

記

- 1、一般社団法人ジュニアマナーズ協会が定める下記の項目についてご了承いただけますら、申請書を当協会宛て、郵送またはFAXにてお送りください。
- 2、申請書は、必ずコピーをお手元に保管してください。
- 3、当協会にて申請書を確認の上「団体会場登録番号」を発行いたします。
- 4、ご登録いただいた個人情報は、以下の目的以外に使用することはありません。
  - ①サービス提供のための必要な認証
  - ②当協会に関するオンライン版などの各種情報の案内
  - ③マナーズ検定及びマナーのアンケート調査
  - ④受験案内、教材テキスト、検定問題、成績の発送
- 5、ご申請いただけるのは「個人情報の取り扱いについて」同意された方のみとなります。
- 6、登録の条件
  - (1) 本登録の申請者は、適正に検定試験を実施するための施設を保有し、かつ適切な監督者を有すること。
  - (2) 受験申込者が、3級～6級までを合わせて10名以上であること。
- 7、登録の変更と取り消し
  - (1) 本申請書の記載事項に変更が生じた場合は、FAXにて速やかに協会にご連絡ください。
  - (2) 次のいずれかに該当する場合は、本登録は取り消しとなります。
    - ①登録の団体から、取り消しの申し出があった場合
    - ②本申請書に虚偽の記載があった場合
    - ③受験料の支払い遅延
    - ④本登録の乱用、その他当検定実施にふさわしくないと判断した場合
    - ⑤転居先不明により連絡不能となった場合
    - ⑥本登録制度に変更が生じ登録の取り消しを通知した場合
    - ⑦原則として検定の実施実績が3年間ない場合
8. 実施規定  
検定実施に当っては、下記の規定を守っていただきます。
  - 1、検定試験実施日時の厳守

- 2、適切な試験会場の設置
- 3、厳正公平な試験監督・実施
- 4、試験問題などの資材の厳重保管・漏洩防止
- 5、厳正な答案処理・返送
- 6、受験者の個人データ・成績に関する守秘義務の遵守
- 7、受験者に対し迅速かつ確実な成績資料の授受

以上のことが守られない場合には、登録を取り消させていただくことがあります。

#### 9. 個人情報の取り扱いについて

- 1、申請書にご記入いただく個人情報は、上記記載の目的以外に使用することはありません。
- 2、お預かりした個人情報は、第三者に提供することはありません。
- 3、ご本人開示・訂正・追加・削除については、協会事務局に申し出てください。
- 4、必要な情報が提供されない場合は、受験申込できない場合があります。
- 5、個人情報に関する連絡窓口は、一般社団法人ジュニアマナーズ協会 検定事務局